

広島県告示第百九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定によって、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を農林水産大臣から受けた。

平成二十二年二月十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 保安林予定森林の所在場所

庄原市川北町字久井田一〇九九・一一〇〇の一から一一〇〇の三まで・一一〇二の一（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）、一〇九六の一から一〇九六の九まで、一〇九七、一一〇二の一、一一〇二の四、一一二一の四、一一二八、川手町字津恵ノ前甲三四三

（次の図に示す部分に限る。）、三四四

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を広島県農林水産局農林整備部森林保全課及び庄原市役所に備え置いて縦覧に供する。）